

令和7年度一般社団法人富山県農業会議事業計画 (農業委員会ネットワーク業務に関する事業計画)

I. 事業方針

政府は、食料政策と地域社会の維持が危ぶまれる状況の中、昨年、食料・農業・農村基本法を見直し、併せて今後5年間の取り組み方針となる新たな食料・農業・農村基本計画を策定する予定となっている。

我々農業委員会組織は、地域農業の将来図となる地域計画の策定に向けて、目標地図の素案作成や農業者との話し合いに取り組んできた。今後は、市町村・関係機関との連携を一層強化して、地域計画の実現に向け、農業者との話し合いなど現場活動に取り組むことが求められている。

このため、農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会業務や情勢の変化に即応して、令和7年度の事業推進においては、以下の3点を重点事項として取り組む。

II. 事業推進の重点事項

1. 農業委員会への活動支援と組織体制の強化

農業委員会の農地利用最適化への活動支援、「農業委員会における農地利用最適化活動の推進等について」への対応支援、並びに農業会議の活動が円滑に取り組めるよう組織・運営体制の整備について関係機関との連携強化を図る。

- (1) 農業会議の農業委員会ネットワーク機構としての運営基盤の強化を念頭に置いた体制整備に努める。
- (2) 農業委員会ネットワーク機構として市町村農業委員会間の連携を強め、農業委員会と国・県内行政機関との連絡調整を密にし、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員等への各種情報提供を迅速かつ適切に行い、急速に変化する農業環境への適合を図る。
- (3) 農業委員会の農地利用最適化への活動支援、「農業委員会における農地利用最適化活動の推進等について」への対応支援並びに農業委員・農地利用最適化推進委員の活動に係る予算の確保に努める。

2. 農地の確保・有効利用の取り組みの強化

農地の確保・有効利用の取り組みの強化のため、農業委員、農地利用最適推進委員や事務局職員を対象とする研修会、事業推進会議等の充実を図る。

- (1) 農地法に伴う農地転用許可審査について厳正かつ公正・公平な処理を徹底するとともに判断基準の平準化を支援する。また、不適切な農地取得が行われないよう、農業委員会における優良農地を守るための取り組みを積極的に支援する。
- (2) 農業委員会において実施する、定期的な農地パトロールにより、農地利用状況調査の実施を徹底し、それを踏まえた遊休農地所有者等への「利用意向調査」の計画的な推進を図る。また、「農地無断転用の是正指導」等の取り組みを支援する。

- (3) 農業委員会の農地台帳等の整備と農業委員会サポートシステムの活用促進や情報公表の取り組み強化を支援する。
- (4) 担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等に向けて、策定した地域計画の実現とその見直しに農業委員、農地利用最適化推進委員が積極的に推進する活動を支援する。
- (5) 上記の取り組みを促進するため、農業委員会におけるタブレット端末の操作・活用等への支援を実施する。
- (6) 農業委員会と連携し、農地利用の最適化に向けて農地中間管理事業等により、担い手に着実に農地集積が推進されるよう支援する。

3. 担い手の育成及び経営対策の強化

富山県農業・農村振興計画では、担い手の面積シェアが80%（令和13年目標）に設定されており、農地の受け手となる担い手の育成が喫緊の課題となっている。

このため、既存の認定農業者や農業法人等の経営発展への支援、新たな認定農業者や新規就農者の育成・確保、集落営農組織の法人化や広域化の推進を図る。また、認定農業者等の経営継承の支援に取り組む。

- (1) 農業経営サポートセンター運営事業や富山県担い手育成総合支援協議会事業により、農業経営の法人化や担い手の経営改善や発展、経営継承のための諸事業に取り組むとともに新規就農者の発掘や雇用就農資金等を活用した人材の育成対策を実施する。
- (2) 担い手が取り組む、経営の効率化や多角化・高度化を支援する。
- (3) 農業者の老後を支援するため、青年農業者等への農業者年金の加入推進を図る。

III. 農業委員会ネットワーク業務の内容

1. 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援

農業会議の運営並びに農業委員会相互の連絡調整を図り農業委員会活動を支援をするため、下記の会議等を開催する。

(1) 会議

- ①総会 年2回
- ②理事会 年4回
- ③監査会 年1回
- ④常設審議委員会 年12回
- ⑤市町村農業委員会長及び事務局長会議 年3回
- ⑥その他事業に関連する諸会議

(2) 農業委員会活動強化対策事業

農業委員会の委員及び職員等の資質の向上に資する研修や女性委員の活動を支援し、ネットワーク業務を円滑に推進するため下記の事業を実施する。

- ①農業委員会の委員・職員に対する研修会の開催
- ②女性委員研修会の開催
- ③情報収集・提供活動の実施
- ④広域連携活動指導の実施

- ⑤農業委員会が開催する会議等への出席
- (3) その他の農業委員会を支える諸活動
 - ①関係機関等への要請活動の実施
 - ②全国農業委員会会長大会等への参加
 - ③富山県農業委員会大会等の開催
 - ④農業施策、税制等に関する農業委員会からの意見とりまとめ
 - ⑤その他

2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供

農地パトロールによる農地情報の収集や遊休農地の発生防止・解消並びに農業委員会サポートシステムを活用して情報提供をするため、下記の事業を実施する。

(1) 機構集積支援事業

農地中間管理機構事業や農地法等の適正な執行のため、農業委員会と関係機関とが密に連携を図りながら、事業等が円滑に実施されるよう支援を行う。

- ①広域的な農地利用調整活動等への支援活動
- ②農地制度に関する相談活動
- ③農業委員会の委員の資質向上のための活動
- ④農地法等に基づく業務を処理するための会議
- ⑤農業委員会業務の巡回サポート
- ⑥タブレットを活用した農地利用意向調査の実施や地域計画の目標地図の見直し等、市町村農業委員会業務に対する支援

(2) 所有者不明農地対策事業

所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取り組みを支援し、探索・公示等の仕組みを活用して所有者不明農地の利活用を推進する。

- ①支援地域の選定及び所有者不明農地解消の行程表の作成
- ②支援地域該当の農業委員会が行う所有者不明農地解消活動への支援
- ③支援地域の取り組み事例の横展開

(3) 農地情報利用効率化対策事業

農業委員会の優良農地の保全、担い手への農地の利用集積等農地中間管理関係業務を円滑に実施するためには、農地台帳等の情報を随時、的確に把握する必要がある。このため、農業委員会サポートシステムによる農地・農家等の情報を効率的に管理・活用する体制整備を支援する。

- ①農業委員会サポートシステム活用・普及推進検討会の開催
- ②農地情報利活用検討会の開催
- ③その他

(4) 中山間地農業支援事業

中山間地域等を支援対象とし、多様な担い手の確保・育成や機械化による省力化、新産地の育成など、中山間地の特色を生かした持続可能な農業生産活動の促進を目的として、中山間地域で活用されていない農地と中山間地域で農業をやりたい者のマッチングの仕組みを構築し、中山間地域の活性化を図る事業を、県から委託を受け

て実施する。

- ①貸し出し可能な保全管理農地のデータベース化
- ②保全管理農地の借受希望者の募集
- ③借受希望者と集落や土地所有者とをマッチング
- ④営農支援等

3. 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援

新規参入に必要な情報の収集・提供や新規就農希望者からの相談に応じるため、下記の事業を実施する。

(1) 就農サポートセンター運営事業

就農サポートセンターの窓口業務として、農業会議に相談員を配置し、新規就農者や農業法人等への就農・研修等の相談業務を行う。また、農業の担い手の確保対策の一環として、就農情報を収集して就農希望者に提供できるよう次の活動を行う。

また、就農希望者と従業員や後継者を確保したい農業法人等とのマッチングを促進するため、全国の求人情報など就農に関する情報の収集・提供、個別の就農相談等を実施する。

①就農情報の収集活動

- ア. 農地等（施設・家屋）情報、市町村受入情報等の収集・整理
- イ. 農業法人等求人・研修情報の収集・整理
- ウ. その他

②就農関連調査活動（新規就農事例、新規就農意向）

4. 法人化の支援その他農業経営の合理化支援

複式農業簿記記帳や青色申告の指導、法人化推進、経営発展のための相談、農業における雇用安定、並びに農業者年金制度を普及して経営の合理化を図るため、下記の事業を実施する。

(1) 富山県担い手育成総合支援協議会事業

認定農業者等担い手育成対策を推進するため、富山県、農業協同組合中央会、農業会議等の関係機関で「富山県担い手育成総合支援協議会」（以下「県協議会」という）を組織している。

県協議会は、地域と連携しながら認定農業者等個別経営、農業法人・集落営農組織等の地域農業の担い手を育成するとともに、これら経営体の充実強化と法人化を進めるなど、担い手育成のための経営発展に向けた支援策を重点的かつ総合的に実施する。

①担い手育成総合支援協議会活動

ア. アクションプログラム（年度計画）の作成とその推進

県協議会は、認定農業者などの担い手の育成・確保に向けた活動方針等を明確にするアクションプログラムを作成し、地域段階の担い手育成を支援する協議会（以下「地域協議会」という）と連携しながら、その普及推進を図る。

イ. 専任マネージャーの設置

県協議会の活動の企画立案及び地域協議会との連絡調整、税理士など専門家や

関係機関との連携など県協議会の活動を効果的に行うために、専任マネージャーを設置する。

②経営改善・能力向上支援活動

認定農業者の育成や経営改善計画の実現並びに経営管理能力の向上を図る研修会を開催する。

③担い手交流活動

認定農業者等の連帯感や法人化への機運を高める、以下の活動を実施する。

ア．認定農業者等の交流会の開催

イ．担い手優良活動事例の調査及び報告書の作成

ウ．全国担い手交流会、全国優良事例発表会への参加

④経営多角化・高度化支援活動

農業法人をはじめとする認定農業者等の経営の多角化・高度化を推進するため、次の活動を行う。

ア．商品の開発に向けた検討会の開催

イ．市場調査や特産品等開発情報の収集

ウ．認定農業者等が開発した特産品等商談会の開催

エ．専門家等による個別指導や販売促進などに対する支援

⑤農業経営者組織化推進活動

認定農業者等を中心とする県域組織（富山県農業者協議会）が行う研修活動を支援する。

⑥地域農業に関する調査・研究活動

農業・農村の発展に寄与することを目的に、地域の担い手が経営発展（法人化、複合化、多角化等）に取り組む際に生じる問題解決に向けての調査を行い、関係機関と連携しながら問題解決に向けた対応方策の研究を行う。

⑦収入減少影響緩和対策積立金管理業務

経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理業務を受託し、積立口座帳簿の整備や北陸農政局富山県拠点の指示による積立金額の報告や積立者への積立金返納業務等を実施する。

（２）農業経営サポートセンター運営事業

「農業経営サポートセンター」を設置して経営体の課題毎に専門家が連携した支援チームを構築し、多様な相談内容に対応する。

①相談窓口の設置

②経営体の支援方向を決める経営戦略会議の開催

③税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等、専門家の登録

④農業経営者への経営サポート活動

⑤農業経営者に対する経営セミナー及び経営相談会の開催

（３）農業者年金基金等委託事業

農業者年金事業の適正かつ効率的な推進に資するため、農業委員会等への協力・指導及び農業者年金被保険者・受給者等に対する相談活動の実施並びに富山県農業者年金協会の円滑な運営に支援・協力する。

①農業者年金業務指導等事業

- ア. 市町村農業委員会担当者等に対する研修会の開催
- イ. 指導資料の作成・配布
- ウ. 被保険者・受給権者等に対する助言・指導
- エ. 加入推進部長の設置 15名
- オ. 加入推進部長等に対する特別研修の実施

②富山県農業者年金協会に対する支援・協力

(4) 雇用就農資金等事業

農業法人等が従業員を新たに雇用した場合、従業員として必要な技術・経営ノウハウ等を身につけさせるためのOJT研修の実施及びその研修期間中の研修状況を確認する事業を行う。

5. 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援

担い手の経営発展と農業会議事業の合理的かつ積極的な推進を図るため、認定農業者や農業経営者の組織化を支援するとともに、農業経営者組織の事務局として運営支援を行い、下記の事業を実施する。

(1) 青年農業者育成対策事業

富山県青年農業者協議会等の事務局として、関係機関・団体や農業者組織との連携を密にし、青年農業者の育成と資質の向上を図る。

①富山県青年農業者協議会等に対する支援・協力

②青年農業者育成対策協議会の開催

(2) 事務局を担当する経営者組織

①富山県農業者協議会

②富山県農業法人協会

③富山県企業稲作経営者協会

④富山県青年農業者協議会

6. 農業一般に関する調査及び情報の提供

農地価格や農作業料金など基礎的な調査を行い、必要に応じて農業委員会等関係機関に内容等を提供するとともに農業一般に関する農業者等への情報提供を行うために、下記事業を実施する。

(1) 農業一般に関する調査の実施

①田畑売買価格等に関する調査

②農地の賃借料情報に関する調査

③農作業料金・農業労賃等に関する調査

④農業委員会の概況調査

⑤農地調整関係等の調査

(2) 農業情報利用活動・提供推進事業

一般農政・農地・農業技術等の情報を収集し、農業委員会、担い手農家、関係機関・団体等に随時「農政対策ニュース」等の形で提供する。また、広報誌「アグリとや

ま」を発行（年３回）するとともに、広報宣伝活動並びに農地・農業者年金等に関する相談活動を実施する。

また、農業委員会並びに関係機関団体に随時、農業委員会等の優良な取り組み事例の情報を発行・提供するとともに、一般農業者等を対象に全国農業新聞・全国農業図書の普及を図る。

- ①情報組織体制の整備強化
- ②情報活動推進のための諸会議の開催
- ③全国農業新聞の普及
- ④農業・農業者に関する情報収集・提供
- ⑤優良図書の斡旋等

7. 農地法等法令規定業務の実施

法令に基づいて当会議の所掌に属する下記の事項について、常設審議委員会で審議し適正な処理を行う。

- (1) 農地法に基づく事項（都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取等）
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく事項
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく事項
- (4) 土地区画整理法に基づく事項
- (5) 都市計画法に基づく事項
- (6) その他関係法令に基づく事項

8. 農業者・地域の声を積み上げた提言活動の推進

農地利用の最適化に関する諸施策等について、農業・農村の現場の実態と意向が施策に十分に反映されるよう行政庁等へ提言等を行う。

9. 農業委員会ネットワーク業務に附帯する業務の推進

必要に応じて、理事会の承認のもと、農業委員会ネットワーク業務に附帯する業務を推進する。